

誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ（第6回）

令和5年4月25日

【宋戸主査】 定刻でございますので、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの第6回会合を開催させていただきます。

皆様、お忙しいところ、本日もお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日の会議につきましても、ウェブ会議システムにより開催させていただいております。

事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項や案内事項がございますので、よろしくをお願いいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 宋戸主査、ありがとうございます。総務省総合通信基盤局消費者行政第二課、池田でございます。

ウェブ会議システムに関する注意事項を幾つか申し上げます。

本日の会合につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影による傍聴としております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいております。また、本日の会合につきましては、記録のため録画いたします。

次に、構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにしてカメラもオフにさせていただくようお願いいたします。御発言を希望される際には、事前にチャット欄に御発言されたい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見た主査から発言者を指名いただく方式で進めたいと存じます。御発言の際にはマイクと映像をオンにして御発言ください。御発言が終わりましたら、いずれもオフにお戻しく下さい。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。

その他、チャット機能で事務局や主査宛に御連絡をいただきましたら随時対応いたします。

本日の資料の確認に移ります。本日の資料といたしまして、資料1、また、参考資料につきまして、参考資料1から参考資料5までを用意いたしております。参考資料1は検討アジェンダ、参考資料2は意見募集で御提出いただいた意見、参考資料3は検討アジェンダに対する構成員また御発表者の皆様からいただいた御意見、参考資料4につきましては、前回会合における構成員の皆様からの御意見のまとめを行った資料でございます。参考資

料5につきましては、第3回会合における構成員からの御質問につきまして、一部追加で
グーグル様より回答がございましたので、追記をしたものでございます。

注意事項と御案内は以上でございます。

それでは、これ以降の議事進行を宍戸主査をお願いしたいと存じます。宍戸主査、よろ
しくお願いいたします。

【宍戸主査】 承知しました。本日は、これまでのこのワーキンググループでの御議論、
様々なヒアリングから得られましたインプット、これらを踏まえまして、「誹謗中傷等の
違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ とりまとめに向けた主な論点」に
ついて準備いただきましたので、事務局より御説明いただきます。その後、資料1は大部
でございますので、資料中の項目1、2、3、4と、それぞれに区切って意見交換をいた
だきたいと考えております。

それでは、議事に入ります。まずは事務局より、資料1について御説明をお願いいたし
ます。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 承知いたしました。事務局、消費者行政第二課、
池田でございます。

まず、資料1を用いまして、宍戸主査から御発言がございました、これまでのワーキン
ググループにおける御議論及びヒアリングの結果を踏まえての構成員の皆様の御意見等を
踏まえまして、論点の整理案を作成いたしました。その整理案につきまして御説明を申し
上げたいと思います。

なお、全体を通してですが、論点整理案においては、検討アジェンダで挙げられており
ました各項目をベースに作成しておりますが、一部、議論のために順番を入れ替え、改め
て整理をしております。また、全体を通し、語尾の部分について、「必要ではないか」、
「求められるのではないか」、「望ましいのではないか」、また、「極めて慎重な検討が必要
ではないか」、「慎重な検討が必要ではないか」と書き分けを行っているところを補足いた
します。

それでは、内容の説明に移ります。論点整理案は大きく4つの項目から構成されてお
ります。それぞれ、「1. プラットフォーム事業者の違法・有害情報の流通に係る事業者の
責務」、「2. 違法・有害情報の流通に係るプラットフォーム事業者の自主的な取組の促進
(透明性・アカウントビリティの確保の在り方)」、「3. プラットフォーム事業者が果た
すべき積極的な役割(監視、削除請求権、削除要請等)」、「4. その他」となっておりま

す。

まず、「1. プラットフォーム事業者の違法・有害情報の流通に係る事業者の責務」についてです。プラットフォーム事業者は、誹謗中傷等の違法・有害情報の流通に関し、どのような責務を負うべきかという論点につきまして、インターネット上のプラットフォームサービスは、不特定の者が情報発信し、不特定の者がその情報を閲覧する場を構築しています。プラットフォームサービス上で構築されたこうした場においては、情報発信に対する経済的・物理的・心理的制約が少ないことによる違法・有害情報の送信や拡散に対するハードルの低さや、その流通の起きやすさという点を示しています。また、その流通が起こった場合には、その被害、悪影響というのが即時かつ際限なく拡大し甚大になりやすいという点を示しています。

また、プラットフォーム事業者が、自らこうした場を構築、サービスを提供しているということを踏まえて、プラットフォーム事業者が、利用者による違法・有害情報の投稿に関し、違法・有害情報の流通の低減を図る社会的な責務を負うと考えられるのではないかという考え方を案として示しております。

加えて、このような違法・有害情報の流通による被害は、サービスの態様や大小を問わず、幅広いプラットフォームサービス上で現に生じており、こうした責務は全てのプラットフォーム事業者が負うべきと考えられるのではないか、中でも、特に大規模なプラットフォーム事業者については、違法・有害情報が流通した場合の被害の大きさや拡大するスピード、発生する頻度も上がると考えられることなどを踏まえると、特に大きな社会的な責務を負うと考えられるのではないかという考え方の案を示しております。

さらに、利用者からの投稿を広く募り、それを閲覧しようとする利用者に広告を閲覧させることで収入を得るというビジネスモデルも、社会的な責務を負うべきとする方向に働くのではないかという点をまとめております。

その際、利用者の表現の自由への配慮等の観点から、プラットフォーム事業者が行う違法・有害情報の流通の低減のための措置は必要な限度で、透明性を持って行うことが求められるのではないかとしております。

続きまして「2. 違法・有害情報の流通に係るプラットフォーム事業者の自主的な取組の促進（透明性・アカウントビリティの確保の在り方）」についてです。

論点2について、プラットフォーム事業者が違法・有害情報の流通の低減を図るためには、プラットフォーム事業者が自ら定めるポリシーに基づく自主的な対応を促進すること

が重要と考えられるがどうかという論点についてまとめたものでございます。プラットフォーム事業者による違法・有害情報の流通の低減の促進に関しては、表現の自由等に配慮する観点から、プラットフォーム事業者に対して公法上の削除義務を課す等の規制を設けるよりも、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションの自主的かつ継続的な改善を促進し、これを図ることが適当ではないかと示しております。

また、裁判上の法的な手続と比較しても、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションは、簡易・迅速な対応が期待できるという観点からも同様に考えられるのではないかとこの点を記載しております。

また、行政は、プラットフォーム事業者によるコンテンツモデレーションの自主的な改善サイクル（PDCAサイクル）の確立のための枠組みを制度化することによって、これを促進することが必要ではないかと示しております。こちらは論点２－３で詳しく述べます。

プラットフォーム事業者による違法・有害情報の流通の低減に関し、特に被害者等からの要望の強いコンテンツモデレーションの申請等に関する事項及びその処理に関する手続は、一定の措置を求めることが必要ではないかと示しております。こちらは論点２－４で詳しく述べます。

論点２－１、対象となる事業者について、違法・有害情報の流通による被害は、サービスの態様や大小を問わず、幅広いプラットフォームサービス上で生じていることから、全ての事業者がこれに自主的に対応する社会的な責務を負うのではないかと。そのため、本来的には、全てのプラットフォーム事業者が違法・有害情報の流通の低減について、自ら運用計画を定め、運用し、その自己改善を図ることが望ましいのではないかと記載しております。

一方で、この自己改善サイクルの確立を法的な義務として求めることがある場合には、新興サービスや中小サービスに生じる経済的負担や、情報流通の総量や利用者の増加に伴う違法・有害情報の流通の頻度や深刻度が高まることを考慮し、利用者数、サービスの目的、性質等を考慮し、一定の要件を満たす大規模なサービスについてのみ求めることとするべきではないかと。また、この制度を求める場合には、内外無差別の原則を徹底する観点から、海外事業者に対しても国内事業者と等しく制度が適用されることにすることが必要ではないかというまとめの案を示しております。

そのような枠組みにおいて、対象となる情報の範囲についてのスライドが論点２－２です。プラットフォーム事業者は、違法情報及び有害情報の流通について、それに対応する

ための方針を自ら定め、運用し、その自己改善を図ることが望ましいのではないかと記しております。

特に違法情報については、個別の該当性については終局的には裁判による必要があるものの、民主的な手続を経て明確に定義されたものであり、流通の低減を図っていく必要性が高いと考えられることから、プラットフォーム事業者は、そのコンテンツモデレーションについて、自ら運用計画を定め、運用し、その自己改善を図ることが特に求められるのではないかと記しております。

違法情報については、民事上の権利を侵害する権利侵害情報と、個別の法令に違反する法令違反情報等が含まれるのではないかと、また、有害だが違法ではない情報については、その情報が有害であるか否か等というのが一義的に定まっていないということを踏まえ、有害だが違法ではない情報については、コンテンツモデレーションによって自己的な改善を図りながらコンテンツモデレーションが行われることが望ましいものの、自己改善のサイクルの確立について法的な義務として求める場合には、有害情報をその対象となることについては慎重であるべきではないかという案をお示ししております。

コンテンツモデレーションの自主的な改善サイクルの枠組みに関して、具体的には、次の項目についてその内容や結果等を公表することが必要ではないかということで、PDCAサイクルのP、D、C、Aにそれぞれ該当いたします運用計画の作成、運用、運用結果の評価、運用計画の改善について、それぞれ公表事項としてはこのようなものが考えられるのではないかという点を次項以降において述べております。

公表事項の細目については、サービスの内容や効果的なコンテンツモデレーションの手法の登場等、急速な進展が予期されることから、事業者による自主的な取組を尊重しつつ、一定の柔軟性を持った制度設計とすることが求められるのではないかと。一方で、プラットフォーム事業者の比較可能性や利用者や被害者への分かりやすさを確保する観点から、公表項目に関しては一定の指針が示される必要があるのではないかと。この際、事業者の過度な負担とならないよう、プラットフォーム事業者の意見を反映させることができる仕組みを設けることが必要ではないかと。このような論点を整理として示しております。

PDCAサイクルのPに当たる運用計画につきまして、論点2-3の①で論点案を示しております。プラットフォーム事業者は、コンテンツモデレーションについて、その①運用基準、方法・手続や、②運用体制について、あらかじめ設定した上で、これらを運用計画として公表することが必要ではないかと。また、運用基準には、措置の対象となる情報や行為、

取り得る措置の内容やその適用に当たっての判断基準、措置の実施のために必要となる手続、措置の実施または不実施に対する異議申立ての方法手順等が含まれることが必要ではないか。加えて、この運用基準は、日本語で、利用者にとって明確で分かりやすい表現が用いられることが望ましいのではないか、という点をまとめております。

次に、運用計画のPに関して、運用体制関係についてです。プラットフォーム事業者は、運用計画に基づいてコンテンツモデレーションを実施するため、人員やシステム等、十分に必要な体制の確保について計画し、公表することが必要ではないか。特に、日本におけるコンテンツモデレーションの実施について十分な体制の確保を求める観点から、日本語の投稿に適切に対応できる体制について計画し、公表することが望ましいのではないか。公表事項の細目については、事業者の効果的な指標の選択を促進する観点から、柔軟性と裁量を保つことが必要ではないか、とまとめております。また、例えば人員の体制について明らかにすることについて、例示として、従事する人員の体制や監督者、責任の分担等について公表することが望ましいのではないか。人的体制以外の運用体制につきまして、AI等を用いた自動処理を用いるプロセスの有無や活用状況等についても明らかにすることが望ましいのではないかという例示をしております。

加えて、さらに投稿時の再考・再検討を促す機能等の、コンテンツモデレーション以外の違法・有害情報の流通の低減のための取組と、その有効性についても公表することが望ましいのではないかという考え方の案を示しております。

続いて、論点２－３の②、運用計画に基づく運用、PDCAのDです。プラットフォーム事業者は、自ら定めた運用計画に沿ってコンテンツモデレーションを実施することが必要ではないかと述べつつ、後述する自己評価の前提となるようなコンテンツモデレーションの運用結果について公表することが必要ではないか。また、その公表に当たっては、利用者や被害者の利益を害さない限り、公表するべきではないかということについて述べております。運用結果については、特に日本における対応状況に関して公表されることが必要ではないか。公表事項の細目については、事業者による効果的な指標の選択を促進する観点から、柔軟性と裁量を保つことが必要であるのではないかとこの点を述べております。一方で、例えば、次のような情報について公表することが望ましいのではないかという例示として、(i)から(v)に挙げているような削除に関する件数や、削除の根拠ごとの措置件数や苦情申出の件数等について例示しております。

論点２－３の③は、PDCAサイクルのCとA、運用結果に対する評価と運用計画の改善につ

いて論点の整理を示しております。プラットフォーム事業者は、実施したコンテンツモデレーションの結果について、自ら評価を実施することが必要ではないか。また、自己評価の手法や指標の設定については、事業者による指標の効果的な選択を促進する観点から、柔軟性と裁量を保つことが望ましいのではないかと示しております。一方で、自己評価について、客観性や実効性を高める工夫を行うことが望ましいのではないかと示しております。また、事業者間の比較の容易性を担保する工夫も行うことが望ましいのではないかと示しております。自己評価の結果については、外部からの検証可能性の確保や利用者によるサービスの選択、被害者に対する説明に必要となる情報であることから、被害者や利用者の利益を害さない限り、公表されることが必要ではないかという点を述べております。また、プラットフォーム事業者の自己評価の前提となる被害の発生状況等やアーキテクチャ等による被害の発生に対する費用等についても把握・公表することが望ましいのではないかと示しております。

最後に、プラットフォーム事業者は、自己評価の結果に基づいて運用計画や運用自体を見直し、改善することが必要ではないか。また、この際、利用者や被害者からの評価を取り入れることが必要ではないかという改善に関する項目を述べております。

論点2-4①は、手続関係のうち、措置申請窓口関係について整理をしております。プラットフォーム事業者は、被害者等がコンテンツモデレーションの申請を行うに当たっては、その申請の請求の理由を容易かつ十分に説明できるような形で窓口を整備することや、その整備した窓口の所在を分かりやすく示すことが必要ではないか。また、この窓口の案内や申請の手続については、日本の利用者にとって分かりやすく利用しやすいものとするのが望ましいのではないかと示しております。また、未成年者などへの配慮から、これらの窓口については、ワンストップの窓口が設けられることが望ましいのではないかと示しております。早期に課題解決を図りたい被害者の立場からすれば、プラットフォーム事業者は申請等に対し迅速に審査し、対応を判断することが望ましいのではないかと示しております。一方、プラットフォーム事業者が措置の実施に要する期間をあらかじめ示すことについては、事業者が自ら定めた期間を遵守することだけにとらわれ、的確な判断をしなくなる等の懸念があり、慎重な検討を要するのではないかと示しております。また、苦情処理の窓口につきましても、同様に分かりやすく定め、開示することが望ましいのではないかと示しております。こうした苦情申出への誠実な対応をすることが望ましいのではないかと示しております。

手続関係のうち、実施の通知や理由の説明に関してです。プラットフォーム事業者がコ

コンテンツモデレーションの実施に係る申請を受けた場合には、その申請等の受付に関しての通知を行うことが望ましいのではないかと。また、そのような申請を行った場合に、プラットフォーム事業者はその情報の流通について認識があったとみなすことについては、大量の申請等があった場合に、プラットフォーム事業者に不可能を強いることになるとも考えられることから、慎重な検討を要するのではないかとまとめております。

プラットフォーム事業者がコンテンツモデレーションの実施・不実施の判断に係る理由の説明について、そのような説明がなければ、申請方法が悪かったのか証拠が不十分だったのか等が分からず、次の対応を取ることが困難となることから、措置を申請した者に対して、その説明をすることが望ましいのではないかとという点を述べております。ただし、様々な申請があり得ることや、抜け穴探しに悪用されることを鑑みると、全ての事案について、全ての判断理由の説明を求めることについては慎重な検討を要するのではないかとという点を論点として提示しております。

論点２－５、取組状況等の継続的な共有という点につきまして述べます。こちらは、プラットフォーム事業者が違法・有害情報の流通の低減に関して、先行する事例を参考とすることを促進するとともに、プラットフォーム事業者の取組の継続を促すという観点から、違法・有害情報の流通を低減するための取組に関する状況等を継続的に共有することが必要ではないかという点を述べております。具体的には、プラットフォームサービスに関する研究会において実施してきた、日本における利用者や被害者に関連する違法・有害情報の全体の流通状況や、プラットフォーム事業者をはじめとする各ステークホルダーの取組状況等の把握について、産官学民が連携する場を設けた上で、今後も継続的に実施することが求められるのではないかと述べております。その他、利用者や被害者にとって、どのような文脈においてどのような表現を行った投稿が削除等の措置の対象となるかを知る上で、削除対象となった投稿について、個人を特定できることを避けるような形で事例集を作成することも望ましいのではないかとという点を述べております。

コンテンツモデレーションの実態を客観的に評価するためにも、研究者によるプラットフォームサービス上のデータへのアクセスの在り方についても検討することが望ましいのではないかと、論点の整理を図っております。

ここまでの「２．プラットフォームサービス事業者の自主的な取組の促進」に関してです。次に、「３．プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割」に移ります。

論点３－１は、違法・有害情報に関する公法上の削除義務についてです。プラットフォ

ーム事業者に対して、権利侵害や法令違反など一定の条件を満たす違法な投稿の削除を直接公法上義務づけることは、この義務を背景として、プラットフォーム事業者において、実際には違法ではない疑わしい情報が全て削除されるなど、過度な削除が行われるおそれがあることや、それによって利用者の表現の自由に対する実質的な制約をもたらすおそれがあること等から、極めて慎重な検討を要するのではないかというまとめをしております。このことは、民事上の権利を侵害する権利侵害情報と個別の法令に違反する法令違反情報とで異なるのではないかと。また、有害だが違法ではない情報については、申し上げたように、一義的に定義が定まらないところ、その情報を直接、公法上削除を義務づけることは、過度な投稿の削除が行われるおそれがあることや、利用者の表現に対する実質的な制約をもたらすおそれがあること等から、極めて慎重な検討が必要ではないかと論点の整理としてお示ししております。

論点３－２、違法・有害情報に関する行政庁からの削除要請についてです。現状、法務省の人権擁護機関や警察庁の委託事業であるインターネット・ホットラインセンター等の行政庁から、プラットフォーム事業者に対し違法・有害情報の削除要請が行われております。要請を受けたプラットフォーム事業者は、自ら定める利用規約に照らした判断や違法性の有無の判断を行って投稿の削除等を行っていますが、これには一定の実効性が認められると考えられるのではないかと。行政庁からの削除要請を受けたプラットフォーム事業者が投稿を削除した場合、投稿の発信者に対して民事上の責任を免除することや、その投稿により発生した被害に対する民事上、刑事上の責任を免除することについては、迅速な削除に資することが期待できる一方で、そのニーズ、表現の自由との関係等を慎重に評価・検討することが必要ではないかと。一方で、プラットフォーム事業者が、法的な位置づけを伴わない自主的な取組として、通報に実績のある機関からの違法・有害情報の削除要請や通報を優先的に審査する手続等を設け、行政機関からの要請をこの手続の中で取り扱うことは考えられるのではないかと。違法・有害情報に関する行政庁からの削除要請に関しては、また事後に要請の適正性を検証可能とするために、その透明性を確保することが求められるのではないかとという点、論点の整理としてお示しをしております。

違法情報の流通の監視につきましてです。プラットフォーム事業者に対して違法情報の流通について網羅的な監視を法的に義務づけることについては一定有効ではあると思われる一方で、検閲に近い行為を強いることになるという観点や、また、プラットフォーム事業者に対して過度な情報の削除をさせてしまうことになり得ること。また、それにより利

ユーザーの表現の自由に対する実質的な制約をもたらすおそれがあること等から、極めて慎重な検討が必要ではないかという点を述べております。なお、プラットフォーム事業者が自主的にこれを監視することは妨げられないのではないかということを示しております。また、この対象を繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントの監視に限る場合にあっても同様の懸念が当てはまることから、極めて慎重な検討を要するのではないかという整理をしております。繰り返し多数の違法情報を投稿するアカウントへの対応として、アカウントの停止・凍結を行うことを法的に義務づけることについては、表現の機会を奪う事前抑制の性質を有しているという観点から、そのニーズや表現の自由との関係等を評価することが必要であり、極めて慎重な検討を要するのではないかというまとめを示しております。

論点３－４は、権利侵害情報に係る送信防止請求権の明文化に関してです。過去の会合におきまして、事務局から追加で説明を行った事項をベースに項目を整理しています。送信防止請求権の明文化については複数の利点がある一方で、後述するような検討項目等について慎重な検討を要するのではないかという論点をお示ししております。明文化の利点として、救済する被害者が増えるのではないかという点、海外の事業者に対する請求において資するのではないかという点、人格権以外の権利または法律上保護される利益について、それが侵害された場合には、送信防止措置を求めることができるということが明確化されるのではないかといった点を利点として述べております。一方で、裁判例を踏まえると、様々な認定の要件がなされているところ、送信防止請求権の要件は抽象的なものにならざるを得ないものの、このような抽象的な規定において前述のような効果が得られるかという点、実務上、人格権侵害についてのみ差止請求が認められているところ、この請求権の明文化によって人格権以外の権利または法律上保護される利益の侵害についても請求対象となり得ることによる影響についてどう考えるかという点、制度を悪用して権利を濫用する者が現れるおそれや、請求を受けた特定電気通信役務提供者において過度な削除が行われるおそれについてどう考えるかという点がございます。また、著作権法や不正競争防止法など、個別法における差止請求の規定との整合性についてもどう考えるかという点を考慮すべき点として挙げております。

なお、炎上事案につきましては、法律上の解釈の課題があることや、法律的な請求で多数の相手を相手取ることの難しさなどから、プラットフォーム事業者によるポリシーに基づく対応やアーキテクチャ上の工夫などの柔軟な対応が求められるのではないかという整理を図っております。

論点3-5①、権利侵害性の有無を伴わない判断の削除について、プラットフォーム事業者は、証拠の収集や事実認定について限界があるところ、その対応について検討した方策について、以降、幾つか検討した中の1つでございます。プラットフォーム事業者において、権利侵害性の有無の判断を伴わずに申請はあったという外形的な基準をもって一旦削除をする、いわゆるノーティスアンドテイクダウンのような仕組みを設けることについては、次のような理由から、原則と例外を入れ替えるほどの強い事情は認められず、導入には極めて慎重な検討が必要ではないかという整理を図っております。まず、プロバイダ責任制限法上においても、一定、意見照会というプロセスを経ることによって、外形的な基準で権利侵害の判断を伴わない措置を行うことが可能であるという点、また、プラットフォーム事業者においては、情報の違法性の有無だけではなく、自ら定める運用基準に基づいて、その基準への違反等について、裁量をもって判断することが可能であるという点について述べております。なお、こちらの議論につきましては、申請主体として被害者が観念できる権利侵害情報についてのみ発生するのではないかという点を述べております。

なお、ノーティスアンドテイクダウンの手続については、過去の検討の場においても、難しいのではないかという同様の議論があった点説明をしております。

論点3-5②、権利侵害性の有無の判断の支援、公正中立な立場からの要請について御議論をまとめたものでございます。こちらはそのような公平中立な立場からの削除要請を行う機関やプラットフォーム事業者が違法性の判断に悩む場合に、判断を照会することができる機関について法的に位置づけることについては、法的な拘束力や強制力を持つ要請を行う場合には、そのような判断について慎重に行われるということをもって、裁判手続である仮処分命令の申立事件のほうが公平かつ確実で、なおかつ迅速な判断が行われるのではないかと述べております。また、憲法上保障される裁判を受ける権利との関係においても、裁判所における判断に最初から委ねるほうがより適切ではないかと述べております。また、ノーティスアンドテイクダウンに関する部分においても述べましたように、プラットフォーム事業者が自ら定める規約等に基づいた判断が可能であるという点についても述べております。これらの理由から、このような機関を法的に位置づけることについては、慎重な検討が必要ではないかという点を述べております。一方で、プラットフォーム事業者が法的な位置づけを伴わない自主的な取組として、通報に実績のある機関からの違法・有害情報の削除要請や通報を優先的に審査する手続等を設け、前述のような機関からの要請をこの手続の中で取り扱うことも考えられるのではないかという点をこちらでも整理を

図っております。また、そのような要請を行う機関とプラットフォーム事業者の間での対応を促すということについての重要性についてもこちらで述べております。

論点3-5③、権利侵害性の有無の判断の支援の一環としまして、ADRなどの手続を設けることについての御議論の内容をまとめたスライドです。こちらでも憲法上保障される裁判を受ける権利との関係で、そのような裁判所以外の判断には従わない事業者もいることを踏まえると、あえて裁判所と異なる機関やプロセスを設ける必要性は乏しいのではないかと述べております。また、このような手続については、実施に当たってどのようなハードルがあるかという点や、審理のスピードについて、手続をつくり込めば遅くなるということから、結局、裁判手続と同程度の時間を要するのではないかという点を述べており、このような検討については極めて慎重な検討が必要ではないかという整理を図っております。なお、プラットフォーム事業者において、プラットフォームサービスに特化したADRをプラットフォーム事業者が自らの費用と判断でかかる仕組みを構築することは妨げられないのではないかという点も記載しております。

「4. その他」において、相談対応の充実とDMによる被害への対応についてまとめております。論点4-1、相談対応の充実につきましては、インターネット上の違法・有害情報に関する相談対応の充実を図ることは、突然被害に遭い、何をすればよいか分からない被害者を支援する上で極めて重要ではないかという点を述べております。

特に、相談のたらい回しを防ぐ観点からは、相談機関同士の連携を深め、相互理解による適切な案内を可能とすることや知名度の向上を図ることが必要ではないかとしつつ、相談機関に対する相談者からのニーズについて、例えば電話相談のニーズについても、各相談機関の負担等も考慮しつつ、相談機関による適切な案内によって解決することが必要ではないかという点を述べております。また、任意の削除要請を行っている機関とプラットフォーム事業者などとの間の対話を促すことによる円滑な対処を図ることの重要性についても触れております。

論点4-2、DMによる被害への対応についてです。プラットフォームサービスに付随するDM機能においても、誹謗中傷などの権利侵害など、多くの問題が発生しており、プラットフォーム事業者においても適切な対応が求められるのではないかという点を述べております。この例示として、DMなどの機能については、プラットフォーム事業者において受信できるアカウントの範囲を選択することができる機能等を設けるなどの工夫を講じているところ、このような自主的な取組が、引き続き利用者にとって明確かつ分かりやすく示さ

ることが必要ではないかという点、整理を図っております。DMのような1対1の通信について、発信者情報開示請求を可能とするということについては、次に述べるような理由から、そのニーズ及び利用検討について慎重な評価・検討が必要ではないかというふうに述べております。プラットフォーム事業者が開示の要否を判断するに当たって、1対1の通信の内容を確認しなければ、被疑侵害投稿の存在の確認や開示の可否を判断できないということ、このような個別の通信は、通信の秘密の保護が及ぶと考えられること、また、このような通信がエンド・ツー・エンドで暗号化されている場合には、プラットフォーム事業者自身にも判読が不能であるということ、現状の発信者情報開示制度は、情報が拡散され被害が際限なく拡大するおそれがあることに着目した規定となっていること等を理由として挙げております。

以上、論点の整理案に係る説明でした。事務局からの説明は以上でございます。

【宋戸主査】 これまでの本ワーキンググループでの議論、それから、様々なヒアリングをまとめて論点整理案という形で御用意いただきました。ありがとうございました。構成員の皆様の御指摘は、論点整理案の中に具体的に反映されていると思いますけれども、さらに本日、構成員間で議論を重ねていきたいと考えております。具体的には、先ほども申し上げましたが、論点の1、2、3、4、それぞれに分けて議論をさせていただきたいと思います。

まず、1でございます。スライドの1枚目を御覧ください。違法・有害情報の流通に係るプラットフォーム事業者の責務、総論になります。具体的には、プラットフォーム事業者の責務として、4つの項目を2ページにお示しいただいております。これにつきまして御意見があれば承りたいと思います。今の取りまとめ内容に賛成である旨、あるいは、加筆すべきという御意見、違うニュアンスを持っているなど、様々な御意見があろうかと思っております。

ここは総論でございますので、言わば、各論につながる部分があると同時に、各論での議論を踏まえて、ここはこうでないかといったことも当然にあり得るかとは思いますが、いかがでございましょうか。

上沼先生からは、取りまとめ案に賛成ですという御指摘をチャット欄でいただいております。水谷先生からも賛成といただいております。ありがとうございます。伊藤構成員もありがとうございます。

ここにありますとおり、大きく1、2、3と、社会的責務の理由づけと同時に、4で表

現の自由への配慮等の観点から、措置は必要な限度で透明性を持って行うことが求められるのではないかと整理をしているところです。藤原構成員、お願いします。

【藤原構成員】 基本的には賛成で、全く異存があるわけではないのですが、3のところについて、確かに、収入を得ていることはあると思いますが、その方法としては広告を閲覧させることに限定せずとも、「ことなど」としたほうがいいかと思います。つまり、色々なことをやってお金をもらっていると思うので、広告に限定しないほうがいいかと思いました。

以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。確かに言われてみればそうですね。広告閲覧以外にも様々な形で収益を上げるということは、プラットフォーム事業者にとってあり得ることだろうと思います。広告が特にプラットフォーム事業者の誹謗中傷等に対する責務を基礎づけるわけではないので、これは全くおっしゃるとおりかなと思いました。ありがとうございます。

ほかに、この論点1についていかがでございましょうか。もし、よろしいようでありましたら、論点2以降の議論をする中で、この論点1についても、こういう点を言ったほうがいいのではないかとということがあれば、また後ほどいただければと思います。

それでは、論点2に移ります。スライドの3ページから、14ページまでです。大きく見ますと、4ページに総論的な記載があり、2-1、2-2では、対象となる事業者及び情報の範囲について記載しております。論点2-3、7ページから11ページが一つの固まりで、コンテンツモデレーションの自主的な改善サイクル、具体的には運用計画、運用基準、運用体制等について記載がございします。

論点2-4以降、12ページから13ページまでが手続関係、14ページは、取組状況等の継続的な共有ということで、幾つかの項目が含まれております。特段分けることはせず、まずは、構成員の皆様から自由にこの論点2について御指摘、御意見等をいただければと思います。

清水構成員、お願いします。

【清水構成員】 11ページの論点2-3③、改善について、実効性を高める工夫として、外部的評価による助言・審査等、監査法人による監査といった指摘、自己評価の結果に基づいて運用計画や運用自体に対する見直し改善ということで、利用者や被害者からの評価を取り入れることが必要ではないかという指摘はされていますが、実際にモデレーション

が適切に行われているかどうかを把握している、不満に思っている、こうしたほうがいいという意見を直接的に持っているのは個人であろうと思います。ですので、個人のユーザーからの意見募集や、公表した結果に対する評価ができるような仕組みを、直接的にその個人からできるような仕組みなどをつくってはどうかという提言も入れたらどうかと思いました。

【宍戸主査】 ありがとうございます。清水構成員がおっしゃるのは、論点整理案11ページに示されている最後のポツで、利用者や被害者からの評価を取り入れることが必要ではないかとあるわけですが、そもそもその前提として、しっかり被害者の声を自分たちで集めて、あるいは受け付けて、そして、それを具体的に生かしていくと、もう一步具体的に踏み込んで記したほうがいいのではないか、ということになりますでしょうか。

【清水構成員】 そうですね。取り入れるための仕組みをきちんとつくるべきではないかというところです。

【宍戸主査】 分かりました。ありがとうございます。承知いたしました。

それでは、続いて、生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 丁寧におまとめいただき、ありがとうございます。全体的な方向性について賛成でございまして、4点ほど細かい論点ばかりになりますが、簡単にコメントいたします。

1つ目が、14ページで、産官学民の連携の場を設けて、しっかりと継続的な情報共有を図っていくということについて、言わずもがなですけれども、こうした特に透明性、救済を中心とした連携の取組においては、こうした継続的なモニタリングが何よりも重要な要素の一つですので、こういった取組を、例えば政府の外に出してしまうというわけでは必ずしもなく、制度的な位置づけで、モニタリングの継続的な枠組みをどう位置づけていくかということを恐らくよく考えていく必要があるだろうと思います。

2点目といたしまして、これまで幾度か議論になってきた大規模事業者と中小規模事業者の関係に関して、前回の若干の補足になりますが、恐らくこの2の中で触れられている論点のうち、前半のPDCAに関わるような部分は、恐らく全体的に、特に大規模事業者に求められる性質というのが強いのだと思います。

他方で、12ページ、13ページに記載の手続の整備の側面は、相対的にはやはり大、中、小問わない要請が高いのだらうと思われれます。例えば、申請窓口を分かりやすく設けることや、苦情に誠実に対応することは、やはり一般的に求められてしかるべき性質が強いと

思います。実際問題として、法的にどのように位置づけるかどうかとはまた違ったレイヤーで、こういったしかるべき手続的な面をどのようにしっかりと広げていくかといったことは、様々な形で考えていく価値があるだろうと思います。

3点目といたしまして、全体として、違法・有害情報に対するモデレーションの透明性とPDCAを図っていくということに焦点が置かれています。それは大変適切なことであり、他方で、コンテンツモデレーションの対象には、恐らく違法でも有害でもないが、そのプラットフォームのコンテンツモデレーションポリシーに反しているから削除されたり降格されたりといったことがあり得るのだろうと思います。

これはまさにプラットフォームの運営方針そのものであり、社会的にもPDCAが求められるというものではないのかもしれないですが、他方でそういったものの透明性をどのように図っていくかというレイヤーでは、例えば削除等の影響を受けた人々に対する説明というものも一定程度求められてしかるべき部分がもしかするとあり得るのだろうと思います。そうした違法でも有害でもないがコンテンツモデレーションの対象になるものを、もしかすると考えていく余地があるのだろうというのが3点目です。

最後に4点目、やはり様々なモデレーションの中でも、特に青少年が利用するプラットフォームの在り方というのは、引き続き極めて重要な論点になってくるのだろうと思います。そうしたときに、今回、法的に何かを実施する義務を求めるかどうかは別としても、特に青少年保護のためのモデレーションをどのように行っているのかということは、まさにしっかり説明をいただきながら社会全体でのPDCAを回していく、そういった論点に含まれ得るところとして、もしかすると10ページの透明性の事項の中に含めることも考えられるのかと感じたところです。

以上でございます。

【宋戸主査】 生貝構成員、ありがとうございました。いずれも重要な御指摘をいただいていると思います。

引き続きまして、山根構成員、お願いいたします。

【山根構成員】 ありがとうございます。2点質問があります。

まず、5ページの対象事業者について、2つ目のポツで、「大規模なサービスについてのみ、求めることとするべきではないか」と書かれておりますけれども、ここで大規模な事業者にのみという言葉まで明確に言い切らないと、曖昧なルールになるということなのかどうかというのをお聞きしたいと思いました。「大規模なサービスについて求めること」

では駄目なのかという質問です。

もう一点、10ページ、公表が望まれる情報について、最後のところで、措置にかかった時間の中央値を公表してはどうかという御提案ですけれども、このかかった時間というのは、起点がどこからどこまでかというような定めが既にあるのかどうかを知りたいです。この中央値の算出方法についても、件数の多い・少ないで偏りが出たりなどはないかということも気になりますので、教えていただければと思いました。

以上です。

【宍戸主査】 今の山根構成員の御質問について、事務局からお答えいただけますか。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 承知いたしました。まず、5 ページの対象となる事業者につきまして、「のみ」という部分についての御質問であります。こちらにつきましては、法的な義務として求めることがある場合には、大規模なサービスについてのみ求めることにすべきではないかと述べておりまして、具体的な法における作為義務として求める場合には、その対象について、明確化を図る観点から限定をかける必要があるのではないかとこのことを踏まえ、このような記載としているところであります。当然、大規模なサービス以外についても、このコンテンツモデレーションの自主的な改善を図ることが望ましいのではないかとこのことについては、1 つ目のポツにおいて述べているとおりです。

10 ページ目、措置の申請に要した中央値の考え方の起点についての御質問をいただいております。こちらについて定まったものがあるかという点で申し上げますと、定まったものはないというお答えになると思っております。全体を通じて書かれておりますとおり、プラットフォーム事業者による効果的な指標の選択を図るという観点からも、その事業者における自主的な選択ということが想定されるかとは思いますが、一般論としては、例えば事業者に対して利用者が申請したときのタイミングや、事業者が実際に審査を始めたときからのタイミングなどが措置の起点としては考えられ得るところではありますけれども、それらの点について何か定まったものがあるかという点で申し上げますと、ないというお答えになります。

【宍戸主査】 山根構成員、いかがですか。

【山根構成員】 ありがとうございます。中央値に関しましては、やはり公平性の観点も必要かと思われましたので、検討いただければと思います。ありがとうございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。中央値を取るにしても、まさに山根構成員御懸

念のとおり、真面目な事業者は、被害者として被害を申し立てられた方が申立てをされて、言わば合理的に受け付けたタイミングから数える一方、逆に事業者によっては体制をきちんと整備していなくて、順番が回ってきて、やっと自分が受け取りましたというところから数え始めるのでは、誠実な事業者とそうでない事業者とで実際の取組にかかっている期間、時間がどれぐらいなのかが全く分からなくなりますので、仮に制度化をするという場合には、ある種の標準化、規格を事業者の実態と合わせながら、しかし、意味のある数字を取って比較できるように整理する必要があるということを、今御指摘を受けて改めて感じたところです。ありがとうございます。

水谷構成員、お願いいたします。

【水谷構成員】 ありがとうございます。私から幾つかコメントになりますが、まずは、論点2-1の対象となる事業者の2つ目の項です。大規模な事業者について、要件として利用者数が挙げられています、月間のアクティブユーザーで考えるのか、1日当たりのアクティブユーザーで考えるのかとかいう線引きで対象となる事業者が変わってくる可能性があると思うので、そこは明確化してあげたほうがいいのかなと思いました。関連して、このワーキンググループでどこまで踏み込むか分かりませんが、例えば既に、デジタルプラットフォーム取引透明化法があり、その対象となる事業者は、最終的に所管の大臣が指定をする仕組みになっていたと思います。そういった民主的・政治部門の関与を対象事業者を選定する際の要件に入れるかどうかという点は一つポイントになるのかなと思います。

2点目、論点2-2に有害情報の話題が入っていますが、有害情報の対象範囲を定義し、その対象範囲を確定しなければならないので慎重でなければならないとされており、私も大筋では同意いたしますが、その一方で、社会的に無視し得ないリスクを持つような有害情報、例えば偽情報のうち、特に選挙への干渉やいわゆる影響力工作的なもの、あるいはヘイトスピーチ、こういったものを将来的に、検討対象になる余地を残しておくということを示唆するために、幾つか例示を挙げておいてもいいのではないかなと思いました。

3点目、13ページの論点2-4②の苦情処理に関して、事業者側には様々な形式で申請が送られてくることがあり得えますし、大量の申請があると事業者もすべてに対応することは不可能になるということも想定されると思います。そのため申請に対して、事業者に求められるのは、あくまで「誠実な対応」なのだと思います。問題は、そういう「誠実性」をどう考えるかであると思っており、例えば苦情処理にしても、フォーマットに合わせて理由などをきちんと示してくる人と、示さない人が多分出てくると思います。理由などを

入れないで大量に送り付けられる申請に事業者が全て対応しなければならないとしたら、本来適切に取り扱うべきものへの誠実な対応をも妨げてしまうので、反論や理由をきちんと入れてきたものには相応に対応し、あまりフォーマットが整っていないものに対しては、フォーマットを整えて再提出するように適切に説明を返してあげるといった形が考えられると思います。なので、どのような形が、苦情に対する「誠実な対応」になるのかについて、検討を進めるとよいのではないかと考えております。

私からは以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、藤原構成員、お願いいたします。

【藤原構成員】 私から2点ほどコメントしたいと思います。

1つ目は8ページ、運用基準のところですね。最後に、「運用基準は、日本語で、利用者にとって、明確かつ分かりやすい表現が用いられることが望ましい」、これは全くそのとおりだと思いますが、利用者にとって分かりやすいというのは、ある意味、これを迂回しようと思う人にとっても分かりやすいという面があるので、恐らくどこまで書くのかというのは、実はこの運用基準の公表を進めると、論点になるのかと考えております。こういう方法でやっているならこう書けば消されないよねということが分かってしまうので、どこまで細かく書くかという問題があります。この前のページの細目という話もありましたけれども、実際に運用していく中では、その辺りのバランスはかなり問題になってくるだろうと考えております。その旨をここに書く必要があるかどうかは分かりませんが、恐らくそういうバランスはある程度問題になって、そうは言ってもなるべく書くけれども、それで問題があればPDCAを回すことでどんどん穴をふさいでいくということが必要になってくるのかなと思ったので、その点だけコメントさせていただきました。それが1点目です。

それから、もう一点、9ページです。これも論点整理の内容自体を変える必要は特にないとは思っていますが、「日本語の投稿に適切に対応できる体制」と書いてありまして、これだけ読むと、日本語ができる人がいればいいと何となく思いますが、実際には日本語の投稿に適切に対応できるというのは、日本語がネイティブレベルに分かって、社会的文脈も含めて判断できるという面が必要になってくると思います。それは、グローバルでやっているプラットフォームにとっては、日本国内で完結するわけではないので、どうやってやるのかというのは結構難しいところがあって、それぞれ工夫されていると思いますが、そう意味では、最近、AIの翻訳能力も上がってきているので、恐らくAIも使って人の作業

との組合せとなってくると思います。その辺りが分かるように、計画をつくってそれを公表してもらう必要があるのだと思いますし、例えば、ここで書かれている「AI等による自動処理」というのは、単に言葉を拾うだけではなくて、翻訳的な部分も入ってくる可能性のあるものとして理解する必要があるかなと思いました。

以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。一通り、御発言希望の構成員の方々から御意見を伺いつつありますが、上沼先生、お願いいたします。

【上沼主査代理】 2点ほどあります。1点目は、今、生貝先生のお話を聞いていて、有害情報のところで思ったことです。6ページの下のところ、有害だが違法ではない情報について、法的義務の対象とすることに慎重であるべきというのは、まさにそのとおりでと思います。ただ、恐らくここで重要なのは、有害情報か否かというより、事業者がコンテンツモデレーションの対象とする情報を明確にしているか、つまり、透明性を確保することではないかと思います。一般的に、違法有害情報対策というと、4象限、つまり、権利侵害、違法、有害、青少年有害という4象限で考えてしまうのですけれども、ここでの有害情報はもう少し広く、事業者がコンテンツモデレーションの対象とする情報を事業者自身が明らかにすることとしてまとめてしまってもいいかなと思いました。

そうすると、PDCAの運用計画の運用基準に、どういうものを対象にするかということをも明確にするということが入ってきます。これは、利用規約で書いておけば削除しても文句を言われないという話になるので、事業者のためにもなるのではないかなと思いました。

もう一点、PDCAの何を公表するかというところです。評価の話は公表してもらってもいいと思いますし、ただ、その体制の公表のところ、9ページ、ここは例えばなので、これをすべきということではないと思いますが、下の3ポツは、これをまとめて「体制」ということでもいいのかなと思いました。どういう体制でコンテンツモデレーションをするかということは、結果さえ確保してもらえば、事業者の自由でもいいように思います。ここの記載が一つの指針であり、例示であるという趣旨は分かっていますけれども、もう少し表現を丸めてもいいかなと思いました。

以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。生貝構成員。

【生貝構成員】 今の上沼先生の御発言に関して、まさに1点目について一つの選択肢としてあり得るのだらうと思います。例えば、デジタルサービス法では、有害情報という

概念は前面には出てきません。コンテンツモデレーションの定義そのものとして、違法であるか、あるいはタームズオブユース、利用規約に適合しないコンテンツについて、様々な削除や、可視性の低減を行ったりすることという形で定義した上で、そのことの透明性や、ある種のPDCAサイクルを回していくという法律のつくり方にしています。有害情報という概念を残すかどうか、一つ中核に置いた形で制度設計をするのか、あるいは、まさに上沼先生がおっしゃったとおり、利用規約、コンテンツモデレーションポリシーに反すると言ったようなものとして今回のスコープを考えるかというのは、恐らく一つの選択肢になると思います。いずれにしても、まさしくプラットフォーム事業者が何を有害と定義しているのかといったことについては、しっかりと説明をしていただくことが望ましいのだろうというふうに思います。

以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。論点2について非常に多岐にわたる御指摘、御意見等を伺いましたけれども、さらにいかがでございましょうか。

少し私のほうで整理しながら確認をしていきたいと思いますけれども、まず、スライドの5ページにつきましては、法的な義務の対象としてのコンテンツモデレーションの自主的かつ継続的な改善等が求められる事業者については、一定の要件を満たす大規模なサービスについてのみということになるけれども、その大規模な一定の要件が具体的に何なのか、利用者数といったときに、いつのアクティブユーザー数なのか。この論点整理段階で決め切れるわけではなくて、こういった幾つかの指標があり得るけれど、どれにするかということをもさらに報告書案段階で、あるいはその先に、具体的にこういうことを考慮して指標を立てなさいということを経験していくと思いますけれども、こういった点について水谷構成員から御指摘があったところです。これは今後の、このワーキンググループの、あるいはその先の検討で注意すべき点を御指摘いただいたかなと思います。

6ページでございしますが、対象となる情報について生貝構成員、それから上沼主査代理から、いずれも貴重な御指摘がありました。ここで問題になるのは、プラットフォーム事業者に透明性を求めることの意味合いと、それから、法的な義務の対象が何であるかという政府の側から見たときの線引きの部分と2つあるだろうと思います。プラットフォーム事業者に対して違法情報とそれ以外の、しかし、プラットフォーム事業者が、あえてそういう言い方をしますと、これは有害であり、自らの事業者の自主的な取組としてコンテンツモデレーションを行うと考えるある種の有害情報の類型について、しっかりとしたコ

コンテンツモデレーションを行っていくための透明性確保のための規律を求めるという意味での法的な義務づけはあり得るのかもしれないと思います。

他方で、これまでワーキンググループで議論してきた、とりわけ論点2-3で問題になっているような、プラットフォーム事業者が違法情報以外のことも含めて、自主的な改善サイクルの対象とするところまで、有害情報などある程度のものまで広げたときに、論点2-3で議論している、言わば、ある種の運用基準や、運用体制の義務づけまで踏み込むかということ、必ずしも、両先生の御指摘からも、直ちにそこまで行くというお話なのかどうかは分からないところもありますし、そこまで踏み込んでしまっているのか。あるいは、日本でそうであるとする、有害情報を自分たちでコンテンツモデレーションするのをやめようとか、やるんだけど潜ろうとかいったことにもなりかねないので、この辺りは、引き続き御議論、あるいは整理をさせていただけないかなと思います。

それから、論点2-3、8ページの運用基準について、最後のポツで、「日本語で、利用者にとって、明確かつ分かりやすい表現が用いられることが望ましいのではないか」という記載がございます。これについては藤原構成員から、あまり個別具体的に書くと、まさに誹謗中傷や、違法情報を発信したい、有害情報を発信したいという人に迂回されるおそれがあるという点について御指摘いただきました。これらについては、恐らくセーフティーインターネット協会や、インターネット・ホットラインセンター等でも、ある種の運用基準として明確に定めているものと、言わば、内部での細則は分かれていることが多いだろうと思います。

恐らく、これは違法情報でやってはいけない、我がプラットフォーム上で発信しちゃいけないものだし、こういうものが発信されていたら削除してもらえたり、コンテンツモデレーションの対象となるものだということが分かりやすく説明されていることが大事であって、逆に言うと、個別具体的に、こういう表現だったらこう、ああいう表現だったらどうを示してもらおうという趣旨ではないということについては、今後、まさにプラットフォームのPDCAサイクルの中で、藤原構成員が御指摘いただいたように、やっていっていただく部分だということは、論点整理ないし報告書をまとめていく段階でしっかり注意していきたいと思います。

それから、9ページでございます。運用体制関係についてですけれども、ここでも「日本語の投稿に適切に対応できる体制」という2ポツ目の表現について、必ずしも日本語ネイティブの人間を何人張りつけているかということよりも、AIを使って自動翻訳をする、

場合によっては、AIの場合は翻訳をしないで、ある種の投稿について直ちに、これは日本では問題のある表現とされているものだとすることを判定していくことができるのかもしれない。様々なことがあるだろうと思います。これも藤原構成員、御指摘のとおりだろうと思います。

それから、後半の3つのポツについては、まとめてもいいのではないかと上沼主査代理から御指摘があったところです。これについては、私自身はこのままの書きぶりでもいいのではないかなと思っているところがございます、要は、上沼主査代理がおっしゃったように、最終的なアウトカムとして、日本における誹謗中傷等の違法情報を減らしていく運用の体制を運用基準込みでしっかりつくっていただいて、実際に減らしていただくというアウトカムにコミットするというのが最も大事であり、その意味で前半3つが一番重要であるわけです。

他方で、具体的に、アウトカムをどうやって出されるのですかというときに、一番分かりやすいやり方は、人的体制をこう具体的に整備しており、そして、それが発動していけば、普通、アウトカムが出せるはずですので、きちんとしたアウトカムを出すためのアウトプット、ある種の体制をどうやって具体的につくっておられるのですかと。もしそれをつくっておられない、お示しいたぐのが難しい状況であるというのであれば、どうやってアウトカムを出されようとしているのかについて、分かりやすく日本社会に説明してください。例えばこっちということでこの下3ポツが書いてあるのかなと私は理解をしていたところです。

ただ、上沼主査代理がおっしゃるように、下3ポツで書かれているようなやり方が必ずしもマストではなくて、よりよい説明の仕方があるのであれば、アウトカムにコミットしていただけるような説明の仕方があるのであれば、それがもちろんいいわけでございますので、その辺りは、やはりこれも報告書をまとめていく段階で工夫をしていきたいと思います。

それから、11ページでございます。最後のポツに、清水構成員から、利用者や被害者の声、あるいは指摘を取り入れるための仕組み、そして、それをしっかりつくっていく、取り入れるということが大事ではないかという御指摘がありました。ここは、そういう趣旨でもともと書こうとしたところだろうと思いますので、そのように調整をしていきたいと思っています。

13ページ、これは水谷構成員から、誠実な対応が基本的に求められるということをこの

手続関係についても、先ほど私、透明性確保のところでアウトカムということを申しましたけれども、まさにそのことをおっしゃっていただけたかなと思います。この辺りも、何が誠実な対応で何が不誠実かというのは、結局プラクティスにより、そのプラクティスを明らかにするためにも、まさに透明性と先ほど清水構成員がおっしゃったような被害者の声を事業者自身がどういうふう処理しているのか。あるいは、事業者以外に、論点の2-5、14ページの部分になりますが、継続的な共有でどういうふうにしっかりやっていくかということに関わっているかなと、私としては受け止めたところです。

14ページの2ポツの部分、生貝構成員から、産官学民が連携する場についてどういう位置づけにするのか。完全に政府の外に出すのかと。この場でそういうことを言うと、また要らぬ波紋を起こしそうですが、放送分野におけるBPO的な位置づけなのか、そうではなくて完全に政府の中であって、そこに産官学民が集まるような、まさに政府の研究会というのがそういうモデルですよね。それ以外にも、中間形態でどういうやり方があり得るのか、一応、政府の外にある民間組織だけれど、その外にある組織そのものを法的に、制度的に国としてしっかり位置づけたり、官の代表者が何らかの形でその場に参画したり、様々なやり方があるだろうと思います。ここについてはまさに共同規制の第一人者である生貝構成員に引き続きアイデアをいただきながら、まとめていくということにさせていただけないかなと思います。

以上、構成員の皆様からいただいた御指摘を、私なりに受け止めて、整理してみました。論点2について、いかがでしょうか。さらに何か御意見、御発言ございますでしょうか。ひとまず、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、論点3に移りたいと思います。プラットフォーム事業者が果たすべき積極的な役割について、15ページから24ページまでです。多様な論点が含まれております。16ページ、違法・有害情報に関する公法上の削除義務。17ページ、行政庁からの削除要請についての考え方。18ページ、プラットフォーム事業者による流通監視の問題をどう考えるか。19ページから20ページは、送信防止措置請求権の明文化について、大変アカデミックなインプットを橋本先生、森田先生からいただいたところに対応する部分になります。21ページから22ページは、論点3-5-①、いわゆるノーティスアンドテイクダウンの問題。23ページ、論点3-5②が公正中立な立場からの要請。24ページ、3-5-③ADRについてです。こちらでも多種多様な論点ございますが、御自由に、先生方から御発言をいただければと思います。いかがでございましょうか。

生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。3に記載の内容、いずれもそういった義務を導入すべきかどうかということに関する積極、慎重の判断も含めて、おっしゃるとおりだと思っている中で、2点コメントでございます。

まず1つは、こういった取組を法的に義務づけるか義務づけないかという二択の間に、我々は透明性とPDCAサイクルという中間の選択肢を置くこととしようとしています。そういったときに、ここで挙げられている多くのこと、例えば投稿者への監視をどのぐらいするか、反復侵害者にどのぐらい対応するか、トラストレッドフラグガーはどういう扱いにするか、ADRをどのぐらい使うかといったことは、これはそれぞれまさしくコンテンツモデレーションの重要な要素にはかならないものだと思います。

そういったときに、これらの要素を法的に義務づけるかどうかは別として、まさに2の前半で取り扱われたような、透明化の要素の1つずつとして位置づけていく。場合によっては、まさしく緩やかなPDCAサイクルにより、それらに関する取組をだんだんと改善していく。そういった取組として、この論点3の各項目を、公法上の削除義務のようなところはまた別としても、位置づけることができるのではないかなというのがまず1点目でございます。

それから、2点目といたしまして、24ページのADRについてです。ADRについては、これまでも様々な議論があったところに若干の補足という形になるのですけれども、ここで挙げられているADRというのは、まさしく権利侵害性の有無の判断を支援するADRという形で焦点が当てられている。他方で、仮にデジタルサービス法の位置づけを引き合いに出しますと、デジタルサービス法で求められているADRというのは、基本的にプラットフォームが行ったコンテンツモデレーションに対する決定への異議申立てに関するADRという位置づけでございます。その中にはもちろん、権利侵害性の有無ということも論点には当然なってくるわけでございますけれども、それには限られず、果たして様々なプラットフォームのモデレーションの決定に対してちゃんと根拠があったのかどうか、その判断は正しかったのかどうかといったようなこと一般がまさにこういった第三者による判断というものを仰ぐモーメントが必要なのではないかなという形で位置づけられているものです。

そのように考えますと、先ほどまさに御議論もあったような形での、例えば12ページの苦情申立てにどう誠実に対応していくのかということに関する措置だという言うことができるわけでございます。この決定に対する抗う方法、それは消された側であっても、消し

てほしいという要請が認められなかった場合にとっても、決定に抗う権利というものをどのくらい手厚く保護するかということでもあります。

例えばDSAですと、20条でまずちゃんと内部苦情処理システムを設ける。設けるだけではなく、その決定に根拠がなかった、あるいは間違っていたということが分かったら、きちんとその決定を覆さなければならないということまでを法的な義務として定めています。その上で、21条ADRでもって、その決定に納得ができないので第三者に入ってもらって判断していただくという、ある種の二重の保障というものをしているのが、DSAで言うところのADRです。

そういったときに、11ページの3ポツ目で、客観性や実効性という観点から第三者をどう関与させていくのかということの論点がございすけれども、まさにそういったところとの関わりで、権利侵害性の有無の判断というところとは、重なるけれどもまた別のベクトルとしてこの論点を取り扱っていく余地があるのだらうと感じているところです。

以上です。

【宋戸主査】 生貝構成員、ありがとうございます。

ほかに御発言、コメントであったり、御質問、御指摘であったり、いかがでございましょうか。

上沼先生、お願いします。

【上沼主査代理】 生貝先生の詳しい御説明の後に、すごくプリミティブな意見で恐縮です。16ページの公法上の削除義務について、いわゆる公法上の違法の話は別として、権利侵害に関する情報の削除を求めるか求めないかについては、被害者の判断に任せるべきではないかと思いますので、公法上の削除義務を課すというのは望ましくないと考えています。

その下の有害情報については、こちらに書いてあるとおりだと思います。有害情報について公法上の削除義務を要求するということは、有害情報の定義をしなければならないという話になります。そもそも、先ほど有害情報について、事業者がどのような情報についてコンテンツモデレーションの対象にするのか、という形で定義したほうがいいのではないかと申し上げたのは、違法ではない有害情報の定義を政府がすることが難しいからではないかと考えたためであり、全部事業者が自分で決める形でお任せしてしまっているのではないかと、ということも考えたものでした。そういう意味でも、有害情報に関して、公法上の削除義務というのはあり得ないかなと個人的に思っているところです。それ以外のと

ころは、詳しく書いていただいていると思いますので、コメントはありません。

以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。インターネット利用環境整備法に精通された上沼先生らしい御指摘をいただいたなと思います。ありがとうございます。

さらに御意見、いかがでしょうか。

ここで挙げられました論点3の各論点は、本ワーキンググループのアジェンダ設定を行う際に、プラットフォームサービスに関する研究会のワーキンググループとして、この誹謗中傷等の違法・情報への対策としてどういうことが、有害情報も含めてですが、あり得るのか。その法的な整理も含めて幅広く論点を設定し、パブリックコメント、また事業者の方、あるいは被害者の方のヒアリングを経て、様々な角度から検討を行い、現時点での整理としてこのような方向性で、それぞれの論点について考えてはどうかをお示しするという位置づけだろうと私自身は思っております。

したがいまして、先ほど生貝構成員から御指摘がございましたように、ここで問題となっている監視や、監視の義務づけ、削除請求権などといった、言わば新たな法的な整理を行う・行わないということとはまた別に、動的に見たときに、プラットフォーム事業者がある種の監視を行うのであれば、それについて透明性が求められるのではないか、あるいは新たな削除対応等について、あるいは公的な機関からの削除要請等に対して、もともと論点2で問題になっているような透明性や、もしそういう取組をするのであれば、その実効性についてしっかり内部でPDCAを回していただくということ自体は当然でもあります。またさらに進んで言いますと、そのことが論点2－5で示されました、取組状況等を継続的に共有する場などに出てきて、それによって誹謗中傷等の違法・有害情報対策が日本社会でどこまで進んでいるのか、あるいはどういう取組が行われてどういう経験が積み重ねられているのか、そのことをまた踏まえて、具体的な、例えば請求権や、法的な義務づけが必要なか必要でないのかという、今度は事業者のPDCAというよりは、社会全体としてのある種のPDCAを回していくという意味で、これらの論点3で議論になったことの実質が要素になるということであるだろうと、生貝構成員から非常に重要な御指摘をいただいたと受け止めたところです。

その上で、24ページのADR等の問題について、ここでは、権利侵害に対する救済を裁判所のシステムを迂回ないしスキップ、あるいは迅速化するといった観点から、ADRをどうするかという形で問題を立てていたところであり、ひとまず論点整理案としては極めて慎

重な検討が必要であるということとしていますけれども、当然、プラットフォームサービスに特化したADRを事業者が自らの費用、判断で仕組みを構築することを妨げるものではないのではないかと。また、もしそういうことをするのであれば、当然それについて、まさに先ほど来問題になっている誠実な対応の一つの要素として、しっかり説明したり、透明化を図ったりしていただきたいということだろうと思います。

論点3につきまして、いただいた御指摘を踏まえながら、少し私で整理をいたしましたけれども、論点3についてさらに御質問、あるいは御発言ございますでしょうか。

もしよろしいようでしたら、最後、論点の4でございます。25ページからでございます。2つございまして、第1が相談対応の充実、第2がDMによる被害への対応になりますけれども、これについて御発言、御質問があればいただきたいと思います。まず、山口構成員から御発言希望ということでございますので、お願いいたします。

【山口構成員】 山口でございます。ありがとうございます。

まず、難しい舵取りをして「資料1」の論点整理（案）をおまとめくださり、宍戸先生、構成員の先生方、事務局の皆様の御尽力に、僭越ながら私からも御礼を申し上げます。

また、「参考資料5」について、私からの追加質問への御対応と御回答いただき、関係の事業者の皆様に、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

私からは、論点1、2、3、4の全体について、やや横断する視点からの意見を述べさせていただきます。個々の論点の切り分けの仕方によっては、その意味合いが変わることもあると思います。念のため、誤解のないように、この最後のところで発言いたします。また、本ワーキンググループにおける検討の具体的なアウトカム（成果）をどうするのか——親会において数年間にわたって議論を続けた後に、あえてワーキンググループを設置し、ここで何ができるか——ということを視野に入れて、発言させていただきます。論点整理案の取りまとめにおいて、その全体の構成をどうするかについては、今後の議論の進め方にも関連するものと思います。

「資料1」の論点整理（案）について、全般的に、細やかな配慮や悩みどころがよく分かる形でおまとめいただき、誠にありがとうございます。論点1の総論における関係事業者の皆様の「責務」、論点2の「自主的」な取組の促進、そして、論点3の「積極的」な役割等について、親会からの要請を受けて、本ワーキンググループでは、これまでよりも具体的な検討として、法的な義務づけや位置づけも含めて、どこまで踏み込めるかが、議論されてきました。

今日の議事進行の流れとしては少し戻る形になりますけれども、論点3のいわゆる削除請求権・送信防止措置請求権の明文化については、その根拠に関する議論の詰めが、少なくともこの時点で本ワーキンググループにおいて十分になされているかという点で言えば、そこはやはり慎重に考える必要があり、そうであればこそ、とりわけ、日本法の下で明らかに「違法」な情報に関する被害対応のスピード（速度）が重要となり、論点2・論点4等と横断する形での検討の優先度が高くなると、私は考えています。

すなわち、被害対応の「初動」の重要性については、皆様御存じのとおりです。何かトラブルが起きた、何か困っている、被害があった、等の訴えや申出について、問題となる情報・コンテンツの提供者ではなく、あくまでもその関連サービスを提供しているにすぎない者であっても、もし、「知った」ないしは「知るべき理由」があるのに十分な対応ができていないとなれば、その被害の個別の申出にどこまで根拠があるかどうかはさておくことにしても、もし仮にということですが、被害の申出がそもそも構造的に届きにくい状態が長く続いている、ないしはそうした仕組みや体制になっている等の事実認定やエビデンスがあるとなれば、速やかな対応が検討されるべき重要な論点になると存じます。これは、先の論点3に加えて、論点4－1の26ページの「相談対応の充実」に関連し、また、論点2の事業者の「自主的」な対応について国等の様々な主体が環境整備としてどこまでサポートできるかに関連し、それは翻って、そもそもサービス提供者が自主的に対応する必要性が一般論としてどこまであるのか等の論点1に関連します。もし、論点1の関連事業者の「責務」、また、論点2の「自主的な取組の促進」について、十分な対応がなされていないとなりますと、論点3の「積極的な役割」がこれまでよりも一歩踏み込んだ形で問われることになり得ます。

なお、論点4－1の26ページでは、「相談」という形になっていますけれども、ストレートに言えば、「SOS」対応とも言えます。個々の事業者任せにはせずに、ワンストップのSOS対応を速やかに導入するといった、被害の初動対応におけるスピードが重要だと思います。その重要性は、「相談のたらい回しを防」ぐという御指摘にも、端的に示されていると思います。

この点に関して、より横断的な視点から、追加的な論点を挙げさせてください。本ワーキンググループは事業者の皆様のアウトカムを求める立場にありますけれども、翻って、私たち自身のアウトカムとなる、これらの論点1、2、3、4のいずれにも関連する横断的な検討を要する点として、日本の市場において、未成年者、特に低年齢層の子どもとそ

の親権者・関係教員が、被害があったと感じているときに、その対応を求めているのにくどくどに行けばいいのか分からない>、<何をすればいいのか分からない>といった実態があるとすれば、速やかな対応の検討が必要と存じます。もちろん、関係事業者の責務や役割については、一定の範囲内ではあると考えられますけれども、問題となる情報の内容ではなくそのサービスの提供者となると、やはり難しい争点があります。むしろ、この種の被害対応については、国の責務としても、検討すべき論点になってくると思います。

実のところ、この種の被害対応は、親会でも、ずっと繰り返し論じられているところです。未成年者の中でも、特に低年齢層の子ども、またその親権者・関係教員からのSOSに対して、もし、実効的な対応が取られていないという状況や仕組みがずっと構造的に続いているということになれば、そもそも未成年者がデジタルプラットフォームのサービスをどのように使っているのか——未成年者のデジタルサービス利用の実態把握——という、ここにはまだ明示的には出てきていないまた別の重要な課題への本格的な取組が、今後の論点になり得ると思います。

現在、様々な関係事業者の方々が、自らの基準に基づいて、サービスを提供・運営して、コンテンツモデレーションもされていると存じます。もし、想定していない年齢層の未成年者がサービスを使っている実態があり、そこで被害があってもその訴えを効果的に上げられないという状況が続いているとすれば、想定外の年齢層の未成年者が自社のサービスを使ってそれに関する被害が出ないようにすべく、いかなる対応を事業者の方々がなさっており、そのための体制整備等のサポートを国が憲法上許される範囲でどこまで行い得るかについては、今後、検討されるべき論点になると存じます。

より具体的に、ワンストップのSOS対応について、特に論点4-1の「相談体制の充実」に関連する点として、意見を申し上げます。ワンストップの段階で、全ての問題解決をするというのは、無理があります。また、被害の訴えの内容について、そもそも権利性があるのか、被害対応に際してどのような義務がサービス提供者にあるのか等は、判断が難しいところです。それらを踏まえた上で、ワンストップの段階で問題解決まではできないにしても、SOSをまず受け止め、この時点でこういった方からSOSが出ているということ、きちんと事実として、国として把握することが重要になると存じます。そして、被害を申し出られた方に対しては、その先につなげる情報を速やかにお知らせするというレスポンスを提供するだけでも、現状よりは一歩進んだ形になると思います。

資料1に書いてくださっているとおり、深刻な被害の状況に対して、関係のサービス提

供者の方々、関係省庁の方々、関係事業者団体等の様々な方々が、各々のお立場でできる精一杯のことをしてくださっていると存じます。それでもなお、こうしたワーキンググループを立ち上げなければいけないほど、未だに実効的な対策がなされていないというのが、日本の市場における一つの事実なのではないかと推察されます。

そこで、例えばですけれども、本ワーキンググループにおいて実施されたヒアリングの中で出された御指摘として、ワンストップで1つの電話番号で、日本語でつながるサービスを速やかに導入することの検討を、ぜひお願いしたいと思います。その導入の際には、通話料無料で、いつでも、24時間対応のサービスとして、アジャイル（素早く機敏）に社会実装していただきたく存じます。被害対応のための速やかな体制整備は、特に中小の民間の事業者の方にはとても重い負担になると思います。個々の事業者ごとの対応に任せるだけではなく、ここはオールジャパンで、とりわけ、未成年者でデジタルサービスが想定されていないような年齢層の子どもが困っているという事実がもしあるとすれば、例えば虐待やいじめと同じようなワンストップの24時間の子どもSOSダイヤルのような1つのダイヤルを設けることが考えられます。

その運営体制の在り方として、ワンストップのSOSダイヤルの担当については、関係機関・事業者の方々が相互に連携されて、当番制にするのも一案と存じます。場合によっては、その運用に必要な資金について、関係事業者の方々から御協力いただくというよりは、日本全国で募るのも一案かと思います。そうした体制整備や具体的な運営に関する詳細についてはこれからと思いますけれども、もし、対応に必要な資金調達のめどがつかなければ、例えばパイロット・プロジェクトとして半年や1年などの時限で始めて、その後に実効性を検証して、適宜、見直しを行うといった措置も、選択肢の一つになりうると思います。

このような措置を検討する前提として、現在、日本の市場での被害状況がどうなっているのか、日本語での対応策がどのような形で被害の救済につながっているのか、といった事実の認定やエビデンスの確保が進まないと、論点1、2、3に関しても、言わば親会が数年間をかけて苦労してきた中で本ワーキンググループを設置してもう一步積極的かつ速やかに法的な対応も視野に入れて検討を行うにしても、そうした任務がいつまでたっても実効的に進まないということになりかねず、必要な事実認定についてもさらに一層複雑になってくることが懸念されます。

こうした状況の中で、論点3の関係事業者が果たすべき「積極的な役割」に関する法的

な対応措置の検討として、先ほどのいわゆる削除請求権についていまだ少し触れておきますと、これは、ある意味では、日本版の——ここは誤解がないように言わなければなりませんけれども——いわゆる「忘れられる権利」のようなものとなり、また別の問題状況が生じることも、あり得るかと思います。特に関係のサービス提供者の方々の一部にとって、実質的な判断の拠り所となる法域（jurisdiction）であるアメリカにおいて、かなり躊躇があると考えられる種類の対応措置を、日本法の下で日本政府として講じるというときには、やはり基本的な事実認定やエビデンスの確保が必要になると言えます。ただ、そこについては、親会において数年間かけてもなお、十分にできていないところがあると存じます。

先ほど申し上げましたように、被害対応の「初動」の体制に関しても、成年に達していれば、一定の判断能力があるとされ、市場でのサービスに関しても明確な選択肢が提供されていればそれを使うか使わないかも含めて自ら選択できるとされますけれども、そういった年齢層ではない未成年の方々が日本の市場で被害を受けて受け、どこへ行って何をすればよいかさえも分からないといった状態がもし長く続いているとすれば、そこは本ワーキンググループで事実認定を行い、エビデンスを確保して、状況次第では、論点3の関係事業者が果たすべき「積極的な役割」に関する法的な対応も視野に入れて、より速やかに、もう一步踏み込んだ被害対応に向けて、とりわけ、日本法の下で明らかに「違法」とされる情報への対策が、喫緊の課題となると思います。

なお、この点に関し、「違法」（illegal）ではなく、「有害」（harmful）ないしは関係事業者が自らのポリシーに基づき望ましくないとして自主的な対応をされる場面については、自由市場における事業者の方々の自主的な判断にお任せして、国が立ち入るところではない部分もあると存じます。この論点の議論に関しては、ある程度、事業者の方々に個別具体的な対応はお任せしなければならないと存じますけれども、基本的な前提として、日本法の下で明らかに「違法」とされる情報について、特にそもそもサービスの提供が想定されていない年齢層の子ども——とりわけ、自ら十分な判断をすることが難しく、一般的なリテラシー教育では、速やかな救済の手が届きにくい方々がいらっしゃる等と、本ワーキンググループのヒアリングの中で御指摘いただきました——に関する問題状況があれば、それは重く受け止める必要があります。

このような諸課題の全部を本ワーキンググループで対応するのは、無理があると思います。それでもなお、事実認定やエビデンスの確保について、できるところは一步でも前に

進めて、論点整理の全体の構成として1、2、3、4と論点を区切って検討すると同時に、それと並行して、横断的な被害対応として何ができるのか、関係事業者等の対応の実効性をどのような秤（はかり）で評価して、その次のステップに進んでいくこととするのか。そうした横断的な視点も併せて、今後の論点に入れて御検討いただけると、大変ありがたいと思います。

長くなりまして、申し訳ございません。どうかよろしく願いいたします。

【宍戸主査】 ありがとうございます。山口構成員から非常に重要な御指摘をいただいたと思います。主査の立場で、考えていることを申し上げようかと思います。

1つは、今、論点4－1相談対応について、青少年に限らず一般的にきっちりまず政府として、ワンストップでの対応をしっかりとやっていくべきであるということについて御指摘をいただいたという側面がまずございます。これについては、プラットフォームサービスに関する研究会、親会の第二次とりまとめでも、しっかりとやるべきだということについては、議論がなされた上でこのワーキンググループに下りてきているものでございます。その際に、私も改めて第二次とりまとめを見てみますと、総務省はしっかりとやるべきで、違法・有害情報センターについて書いてあったものが、論点整理案では政府として相談対応の充実・強化をしっかりとやっていくということが見えていない部分があるように思いますので、そこについては、まず工夫をさせていただきたいということが1点目でございます。

2点目、特に青少年のプラットフォーム利用について、その被害、それからその対応が特に求められる部分について、このワーキンググループでは、竹内先生からもヒアリングをさせていただいて御指摘いただいたかと思いますが、それを参照されながら、しっかりとした取組が求められるということを御指摘いただいたと思います。

青少年のプラットフォームサービス利用につきましては、ひとまず、親会、それからワーキンググループで設定した、いわゆるアジェンダでは、潜在的には全ての利用者の中で青少年の問題は意識されていたと思っておりますけれども、明示的に括り出されることがこれまであまりなかった論点だろうと思っております。それには様々な要因があるかと思いますが、私が承知している範囲では、総務省において、「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」が別途開かれており、当該検討会において青少年保護の問題をさらに高次化する形で、狭い意味でのリテラシーを高めましょうということだけではなく、被害対応も含めて、ワーキンググループを含めて御議論をいただいているという状況

があります。それを見ながら、ここでは喫緊の課題としてこれまでプラットフォームサービスに関する研究会で問題になってきた誹謗中傷対応を念頭に置いてアジェンダを設定し、ワーキンググループを設定させていただいたという側面が、この辺りは私の差配の問題もごさいますけれども、あろうかと思っております。

ということで、ここから先でごさいますけれども、一つには、先ほど生貝構成員からも御指摘いただきましたとおり、今後のデジタル社会において、青少年をどのように守っていくか、あるいはリテラシーを高めていくか、その主戦場になるのがプラットフォームサービスであることは、これも事実でございますし、また、山口構成員御指摘のとおり、日本社会において本来、許されない青少年への働きかけになる違法情報等について十分な対応がなされているのかというファクトをしっかりと認識して対応することは非常に重要なお話でございますので、どこかのタイミングで「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」の議論状況について、事務局からこのワーキンググループにインプットいただくのがまずよろしいかなと思っております。

その上で、この段階で、どこまでワーキンググループが親会へ報告するために議論を、青少年とプラットフォームの向き合いについてできるかは分かりませんが、論点2-5のとおり、プラットフォーム事業者が様々な取組をされていて、その情報を共有する。そして、本当にこういう対策が要らないのかどうかといったことを、さらに社会全体として、言わばPDCAを回していくような産官学民が連携する場において、青少年の問題が一つ、政府において必ずしも分かり切らないところもあるし、プラットフォーム事業者の方が分かる部分もあるだろうところをしっかりと集めていって議論をする。青少年に対する誹謗中傷が許されないのは当然でありまして、それは誹謗中傷一般として、このワーキンググループで議論してきた対応が行われるべきものでありますけれども、同時に青少年をめぐる違法情報・有害情報の問題状況について、先ほど申し上げました「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」での御議論とこちらのプラットフォームサービスに関する研究会の議論が生き別れにならないように、実効的に、モニタリングといいますか、情報共有ができて、かつ前進的な取組を促していく。そしてまた、社会全体がどういう施策が必要かということを考えていく中に、うまく山口構成員の御指摘を反映できないかなと、私としては考えております。

ということなのですが、山口構成員、あるいはほかの構成員の皆さんも含めて、何か御発言等ごさいますか。

【山口構成員】 宍戸先生、誠にありがとうございます。

【宍戸主査】 ひとまず、御発言を踏まえて、事務局と次回ないしその先のワーキンググループを進める中で、いただいた御指摘を重く受け止めて、どのように扱うか整理をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

さらに、論点４－１、４－２について、いかがでございましょうか。上沼先生は、「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」にも御参画だと承知してはいますが、何か御発言ございますか。

【上沼主査代理】 検討会には参加させていただいてはいますが、プラットフォーム事業者との関係の議論を細かくするところまではまだ議論が進んでいないため、今お話しできることはちょっとないと思います。

【宍戸主査】 ありがとうございます。そうであるとすれば、プラットフォームサービスに関する研究会としては、こういった点がプラットフォーム利用という観点から見たときに課題、あるいは事業者の取組が求められるのではないかと、あるいはその前提としての情報を把握されたいのではないかと、ということを少し整理した上で、検討会に投げかけることも含めて、少し今後の議論のやり方を整理させていただきたいと思います。まず、今の点について、事務局のほうでクラリファイしたい点など何かございますか。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 どのような方法がよいかということに関しまして、今、宍戸主査からおっしゃっていただいたような方法も含めまして、プラットフォーム事業者における適切な対応を促すということについてと、特に青少年に対しての対応についての部分、どのような受け止めと議論の進展を図るかということについて相談をさせていただければと思います。

【宍戸主査】 ありがとうございます。大体予定の時間ではございますが、全体を通して、何か構成員の皆様から御指摘、御発言ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私が受け止めた限りでは、本日、論点の１から４について、基本的には大きな方向として論点整理について御承認をいただいたと受け止めたところです。個別の論点の内容、あるいは論点そのものの位置づけについて、こういう意味合いもあるのではないかと、今後の検討においてこういった点が必要な視点ではないかと、具体的に言いますと、透明性確保の規律の中にこれらの論点がまた違う形で、しかし、大切な透明性確保、あるいはアカウンタビリティの向上の規律の論点として入ってくるのではないかと等の幾つか重要な御指摘を

いただいたと思いますので、これらの点については、私が事務局と相談をさせていただき、論点整理に反映したいと思います。そのやり方につきましては、ひとまず、主査であります私に御一任をいただけないかと思いますが、いかがでございましょうか。

構成員の先生方がチャット欄で、異存ありませんと言っていただき、ありがとうございます。

それでは、事務局におきましては論点整理、それから本日の御議論を踏まえた取りまとめの作業のほうを進めていただくようお願いいたします。

それでは、事務局から連絡事項があればお願いをいたします。

【池田消費者行政第二課課長補佐】 ただいま宍戸主査からございましたように、本日の論点整理の案と、それについての御議論を踏まえまして、取りまとめの案について事務局において検討させていただきます。また、次回会合につきましては、別途事務局より御案内申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。これにて本日の議事は全て終了となります。

以上で、誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループの第6回会合を終了とさせていただきます。

本日も皆様、お忙しい中、御出席いただき、また活発な御議論をいただき、ありがとうございました。これにて散会いたします。